

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1				<b>該当なし</b>	

## 資料3-2(4件)

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300354 令和5年6月30日(群馬県) 令和5年7月25日	電気鍋	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	●当該案件(ブランド事業者からの報告)を受理した後、当該製品の輸入事業者からの報告書も受理したが、前者は報告義務者に該当しないため、対象外とした。	(A202300426と同一事故)
2	A202300393 令和5年7月24日(愛知県) 令和5年8月3日	電動アシスト自転車	(火災) 当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリーを溶融する火災が発生した。	●当該製品の輸入事業者は、当該製品を焼損した事故が発生したとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
3	A202300411 令和5年7月27日(神奈川県) 令和5年8月10日	タイムスイッチ	(火災、軽傷1名) 商業施設で当該製品を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	●当該製品は、電気用品安全法第2条に規定する電気用品のうちの業務用の製品であって、消費生活用製品に該当しないことから、対象外とした。	
4	A202300447 令和5年8月12日(東京都) 令和5年8月25日	ACアダプター	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。	●当該製品について調査の結果、当該案件の報告者が輸入した製品でないことが判明したことから、報告義務者ではないと判断した。	